

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立ぐんま学園
所在地	前橋市川原町826
所管部局・課	こども未来部 児童福祉課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

児童福祉法第35条及び第44条、児童福祉法施行令第36条、群馬県児童自立支援施設設置条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

不良行為をなし、又は、なすおそれのある児童のほか、家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、生活指導、学習指導、作業指導等を通じて、児童の自立支援を図ることを目的とする。

(2) 設置当初の状況

明治41年、感化法施行に伴い、1名を収容し、天川原町松竹院境内に「明峯(あけみね)学院」として創立。明治43年、公立感化院県立群馬学園として岩神町に設置。昭和9年、感化院から教護院となる。昭和26年、川原町(現在地)に移転。平成10年、教護院から児童自立支援施設となる。平成17年、ぐんま学園に名称変更。

(3) 施設を取り巻く現状

近年は、社会の変化に伴い、児童虐待による心的外傷を持つ児童や親からの分離が必要な児童等、家庭や児童本人の問題が複雑・多様化している。このため、問題の質的变化を認識し、職員一人ひとりの専門性の向上が求められている。

3 施設の概要

設置年月日	明治41年10月1日
敷地面積(所有者)	27,212平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	延べ床面積計3701.67㎡ 本館地上2階建、ほかは地上1階建
備考	平成15年10月寮舎(赤城寮・榛名寮)、平成16年9月寮舎(白根寮・武尊寮)改築、平成17年11月プレハブ分校舎(職員室等)新築、平成22年1月心理室棟新築、平成26年1月本館増改築、平成29年3月赤城寮個別支援棟増築、平成30年3月榛名寮個別支援棟増築

4 施設における実施事業

児童福祉法第44条では「児童の自立を支援する」としており、入所児童に対して安心安全な居場所を提供し、基本的な生活習慣や集団での対人スキル、基礎学力を獲得させるなどの支援を行う。また、児童が帰る家族内の調整を図り、さらに退園後の生活の安定のためのアフターケアを行うことにより、児童の社会的自立を支援する。

(1) 生活支援(生活日課・自立支援計画の策定と再評価の実施・事後指導・帰宅訓練等)

(2) 環境美化活動(児童と職員が一緒になり、作業指導の一環として月1回実施。また、土日は各寮で作業活動)

(3) 苦情解決システム(児童の権利擁護のため、第三者委員を設置し、児童の苦情を迅速かつ円満に解決する仕組み。)

(4) 健康管理と給食

(5) 心理ケア(カウンセリング、行動療法等児童の内面、行動の改善を図り、児童の自立の一助とする。)

(6) 各種行事(関東児童自立支援施設行事(野球・水泳・卓球・バレーの各大会、文化祭)、月例マラソン大会、臨海学園、スキー教室、けん玉道級・段位認定会、職業実習等)

(7) クラブ活動(野球部、卓球部、バレー部)

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	19,580	18,191	18,696	15,911	25,483
国庫支出金	18,930	17,976	18,045	15,021	21,776
負担金	650	215	651	890	1,371
使用料	24	24	24	24	23
雑入(雑入)	2,333	2,068	2,255	2,309	2,313
歳 出 (2)	307,964	303,152	304,781	293,941	274,429
常勤職員	220,365	220,587	214,655	218,023	202,054
非常勤職員	45,584	43,355	42,142	37,736	38,492
事業費	42,015	39,210	47,984	38,182	33,883
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 288,384	▲ 284,961	▲ 286,085	▲ 278,030	▲ 248,946
歳入・歳出の主な増減理由					

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	25	25	25	25	25
臨時・非常勤職員	39	42	39	33	37
合 計	64	67	64	58	62

7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人) (3/1入所児童数)	34(29)	45(27)	44(31)	38(28)	38(28)
利用者の主な増減理由	年間利用者総数は実入所人員を記載。年度末の卒業を機に退所する児童が多いため、年度当初は入所数が少ない。このため、今後の入所により年度末までの増加が見込まれる。				

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	内容
施設の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 現状、児童自立支援施設として県に設置義務があり、県立で設置しなければならない。
指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 児童自立支援施設として、本来の趣旨が損なわれることなく、安定的な運営を行うためには、県直営が必要である。

業務等
の見直し

見直しの検討が必要なものがある 当面見直しの必要はない

児童の福祉を阻害しないよう十分留意しながら、業務を効率的に執行できるよう努めていきたい。